

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月1日
【会社名】	大興電子通信株式会社
【英訳名】	DAIKO DENSHI TSUSHIN, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津玉 高秀
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 大興電子通信株式会社 関西支店 (大阪府大阪市中央区南本町一丁目8番14号) 大興電子通信株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦一丁目6番5号) 大興電子通信株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目340番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものであります。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長津玉高秀は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しております。全社的な内部統制については、当社及び持分法適用関連会社1社の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」と致しました。また、持分法適用関連会社については、税引前当期純損益の持分相当額の税金等調整前当期純利益に対する割合等を考慮して「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断しました。

記

当社は、平成25年3月期の決算手続において、同年4月中旬に原価付替えによる不適切な会計処理が行われていることを発見いたしました。当社は、この事態を重く受け止め、全社的な調査を開始するとともに、同年4月22日に社内調査委員会を設置し調査を進めたところ、原価付替えによる不適切な会計処理の発見される件数と金額が拡大し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に疑義が生じることも予想されました。

このような状況により調査の客観性、独立性を確保するため、同年5月10日に当社と利害関係のない社外の独立した公認会計士を委員長とし、社外監査役及び取締役コーポレート本部長を委員とする「特別調査委員会」を設置し、同年5月14日に取締役会の承認を受け、徹底した調査を進めてまいりました。当該調査により、複数部門で過年度に渡り原価付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明し、同年6月13日には特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該原価付替えによる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下のとおりです。

全社員へのコンプライアンス意識の周知が徹底していなかったこと

関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であったこと

内部通報制度が十分に浸透していなかったこと

受注登録後に受注明細の品目、数量、単価変更が頻繁に発生するという当社のビジネス上の特性から、原価付替えに関する統制は発見的統制に依拠していたが十分に機能していなかったこと

顧客に直送されている在庫のたな卸が十分に行われていなかったこと

以上の原価付替え及び直送在庫に関する統制活動とそれに係る全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の事実は当連結会計年度末日後に発見したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することが出来ませんでした。

本件に対する当社の対応として、平成20年3月期以降の決算を訂正し、平成20年3月期から平成24年3月期の有価

証券報告書、平成20年3月期の半期報告書及び平成21年3月期から平成25年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1)意識改革・制度の改善

事業計画の達成度評価と同じレベルでのコンプライアンスの評価

毎月の営業会議及び半期毎に開催される全社戦略会議における部長に対するコンプライアンスの周知徹底の継続、各本店会議での議論を実施及び自己点検による結果の経営者への報告

管理職の定期的な人事ローテーションの実施

内部通報制度の四半期毎の従業員への十分な周知

(2)業務運用上の仕組みの改善

職務分掌の見直し、具体的な手順の文書化による実効性の高い統制活動の実施

日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価がより深度のあるモニタリング活動となるような手順、体制の見直し

以上

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。